

## 銚子市広報ちょうし広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成20年銚子市規則第41号。以下「規則」という。）第4条の規定により、広報ちょうし（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載する広報紙は、毎月1日に発行する広報紙とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(広告掲載の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

区分	大きさ	刷り色
A広告	縦4.5cm×横8.5cm	市の指定する2色
B広告	縦4.5cm×横17.0cm	市の指定する2色

(広告掲載のページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報ちょうし広告掲載申込書（別記様式第1号）により、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告案

2 前項の締切りは、広報紙発行日の2か月前の15日とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

3 広告の申込みは、1掲載号につき1枠とする。また、継続して3掲載号まで申込みすることができるものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに申込書の内容を審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の広告掲載の決定は、原則として先着順とする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を申込者に広報ちょうし広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(広告原稿の提出)

第7条 前条の規定により掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

（広告料）

第8条 広告料（1掲載号1枠あたり）は、次の表のとおりとする。

区 分	市 内	市 外
A広告	10,000円	15,000円
B広告	20,000円	30,000円

2 広告主は、広告料を市長の指定する期日までに、一括納入するものとする。

（広告掲載の取り消し）

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主及び広告の内容が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。
- (4) 各号に定めるもののほか、広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、広告の掲載を取り消したときは、広告主に広報ちょうし広告掲載決定取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 第1項の取り消しにより、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第10条 広告主は自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要とする事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の掲載ページ、位置及び枠数

（16ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
12ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
13ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
14ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
15ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠

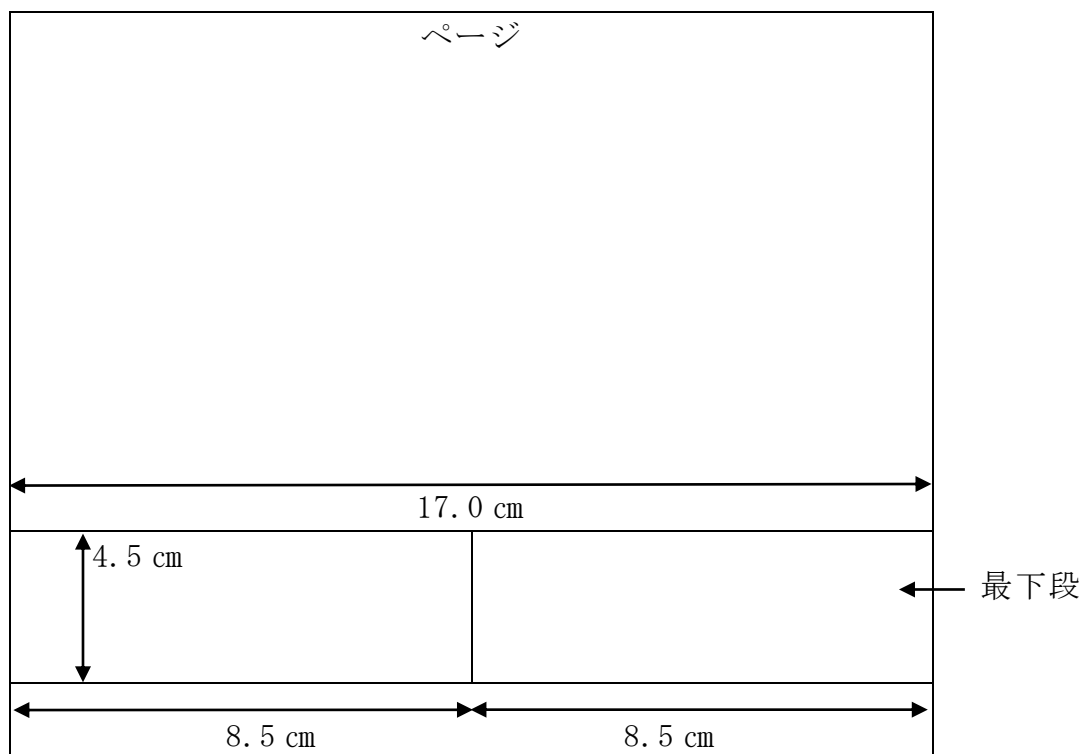
（20ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
16ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
17ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
18ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
19ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠

（24ページ構成の場合）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数
20ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
21ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
22ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠
23ページ	最下段	A広告×2枠又はB広告×1枠

注：広報紙の編集上、支障があるときは掲載ページ、位置及び枠数を変更することがある。



別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

銚子市長 様

住所  
会社・団体名  
代表者名

広報ちょうし広告掲載申込書

銚子市広報ちょうし広告掲載要綱第5条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 広告媒体	広報ちょうし	
2 広告規格	A広告 ・ B広告	
3 掲載希望号	年 月号から 年 月号（継続3掲載号以内）	
〔連絡先〕	電 話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 掲載しようとする広告案

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結 果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 否掲載	

第 号  
年 月 日

様

銚子市長



広報ちょうし広告掲載決定通知書

銚子市広報ちょうし広告掲載要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載する

2 掲載しない

（理由

）

1 広告媒体	広報ちょうし
2 広告規格	A広告 ・ B広告
3 掲載号	年 月号から 年 月号（継続3掲載号以内）
4 広告料	
5 納入期限	年 月 日
摘 要	

様式第3号（第9条第2項関係）

年 月 日

様

銚子市長



広報ちょうし広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した、広報ちょうしへの広告掲載について、次のとおり掲載の決定を取り消します。

記

取消理由